

国民年金法改正に伴う、 税理士事務所の 取扱いについて

令和2年通常国会において、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が可決承認されました（令和2年6月5日公布）。

改正の目的の一つである、被用者保険の適用拡大に個人事務所である税理士事務所が適用業種として追加されることとなりました。（雇用している従業員数によって適用が変わります。）

● 改正前	
事務所形態	健康保険、厚生年金適用
・ 税理士事務所（個人事務所）	健康保険、厚生年金 任意適用
・ 税理士法人	健康保険、厚生年金 強制適用

● 改正後	
事務所形態	健康保険、厚生年金適用
・ 税理士事務所 （個人事務所、従業員5人未満雇用）	健康保険、厚生年金任意適用（変更なし）
・ 税理士事務所 （ 個人事務所、従業員5人以上雇用 ）	健康保険、厚生年金強制適用（新制度）
・ 税理士法人	健康保険、厚生年金強制適用（変更なし）

5人以上雇用している個人事務所である税理士事務所については、**令和4年10月1日**から施行され、健康保険に限らず、厚生年金も強制加入となります。

上記の場合、施行日までに加入している5人以上雇用の個人事務所である税理士事務所におきましては、「健康保険適用除外承認申請」をすることにより、加入継続が可能となります。

詳細な手続き等は国から示されていませんが、確認次第お知らせいたします。

お問い合わせは組合まで、お願いいたします。